

# 非常災害時等の臨時措置について

[令和7年4月1日]

愛知教育大学附属特別支援学校

## 【本校が臨時措置を取る非常災害時等とは、概ね以下の事象を指します】

- ① 地震，暴風雨雪により，本校で災害が発生したとき
- ② 気象庁より，本校もしくは本校の児童生徒の居住地（下記参照）に暴風・大雨大雪・暴風雪にかかる警報及び特別警報が発令されたとき
- ③ 震度5弱以上の地震が発生したとき

## 【令和7年度における本校児童生徒の居住地】

岡崎市，豊田市西部，安城市，西尾市，みよし市，刈谷市，幸田町，碧南市  
豊橋市，蒲郡市，  
名古屋市，大府市

## 【非常災害時等が発生した場合の授業及び登下校について】

- 1 午前6時の時点で，非常災害時等の事象①②が発生している場合  
午前6時よりも前に，非常災害時等の事象③が発生した場合

学校は臨時休校とします。

※ 午前6時以前に上記の警報が解除され，授業を実施する場合においても，交通機関の運休や道路・橋の決壊等の交通遮断により，「児童生徒が安全に登校できない」と保護者が判断された場合には，登校を見合わせていただいて構いません。ただし，その場合は，電話等で必ず学校に連絡をください。

- 2 午前6時から始業（8：30）までの間に，非常災害時等の事象が発生した場合

学校は臨時休校とします。

ア 児童生徒が自宅にいる場合は，登校をさせないようにしてください。

イ 児童生徒がすでに自宅を出ていた場合，可能な限り児童生徒を自宅に戻す措置を取ってください。また，児童生徒が学校へ到着した場合には，学校から保護者へ連絡し，児童生徒の帰宅手段を確認させていただきます。その後，児童生徒を下校させる，あるいは保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。非常災害時等の事象③の場合は，保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。

- 3 始業（8：30）後に，非常災害時等の事象が発生した場合

発生した事象を確認した上で授業を中止し，教職員の指示によって下校させます。

- (1) 非常災害時等の事象①，②の場合

ア 全児童生徒が安全に下校できることを確認した場合には，通常の通学方法で下校させます。

イ 児童生徒の安全な下校が困難と判断した場合には，学校に待機させ，保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。

ウ 事象が発生した時刻及び地域を勘案し，学校に児童生徒を留め置いても直ちに危険が及ばないと判断した場合には，授業を当面続行することもあります。

- (2) 非常災害時等の事象③の場合

ア 各居住地，学校周辺の被害等の情報を収集する間，学校で待機させます。その後，保護者に迎えに来ていただいたところで引き渡します。

#### 4 その他

- 通学用交通機関がストライキによる不通の場合も、上記 1～3 に準じた対応にします。

### 【南海トラフ臨時情報が発表された場合】

#### 1 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合

原則として、通常通り教育活動を行います。

- ア 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせます。
- イ 校外での活動中の場合は、いつでも帰校できる準備をします。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

原則として、通常通りの教育活動を行います。

- ア 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）します。
- イ 校外での活動中の場合は、速やかに帰校します。
- ※ 児童生徒の安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、臨時休校とすることもあります。
- ※ 「児童生徒が安全に登校できない」と保護者が判断された場合には、登校を見合わせていただいて構いません。ただし、その場合は、電話等で必ず学校に連絡をください。

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、速やかに帰宅させます。

- ア 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）します。
- イ 校外での活動中の場合は、速やかに帰校します。
- ※ 児童生徒の安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、臨時休校とすることもあります。
- ※ 「児童生徒が安全に登校できない」と保護者が判断された場合には、登校を見合わせていただいて構いません。ただし、その場合は、電話等で必ず学校に連絡をください。

#### 4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

通常通り教育活動を行います。